



令和4年1月14日

各 位

会 社 名 燐キャピタルマネージメント株式会社

代表者名 代表取締役社長 前田 健司

(コード番号：東証 JASDAQ2134)

問 合 先 管理本部 総務部長 河野 美和子

(TEL. 03-6452-9626)

U R L <https://sun-capitalmanagement.co.jp>

第12回新株予約権の一部譲渡の承認に関するお知らせ

当社は、令和4年1月14日開催の取締役会において、株式会社TKコーポレーション（所在地：東京都港区元赤坂一丁目2番7号、代表取締役 木内孝胤。以下、「TK社」といいます。）が保有する第12回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下、「本新株予約権」といいます。）の一部の譲渡を承認することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の譲渡承認を行った経緯等

当社は令和3年4月30日付で公表した「第三者割当による新株式及び第12回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」のとおり、TK社を割当先として、令和3年5月20日に本新株予約権344,828個を発行し、このうち、本開示日までに、TK社により245,510個が行使され、残存数は99,318個となっておりますが、この度、TK社より、本日付で、TKが現在保有する本新株予約権のうち20,400個を、株式会社デベロップ・ナビゲーター（所在地：埼玉県川口市、代表取締役 伊東朗子。以下、「DN社」といいます。）に対して譲渡することについて、承認請求がありました。

本新株予約権の譲渡先であるDN社におきましては、当社の株式価値向上を目指した純投資であり、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、長期間保有する意思を有しておらず、市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを確認しております。

一方、TK社におきましては、純投資ということもあり、現在当社株価が下限行使金額に近く一括行使するメリットもなく、本新株予約権を早々にすべて行使できないため、今回、DN社に対して本新株予約権を譲渡したい旨の報告を受けております。

当社としましては、DN社に本新株予約権が譲渡されることで、より確実に本新株予約権が行使され、資金調達の蓋然性が高まることが見込まれること、また、当社が発行時において本新株予約権の引受先へ求めた当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思のない純投資である旨の保有方針にも適うことから、譲渡の承認に至ったものであります。

尚、DN社につきましては、専用有料サイトで記事検索を行い反社会的勢力ではないことを確認しております。



Sun Capital Management Corp.

燐キャピタルマネージメント株式会社

＜制限超過行使の制限について＞

当社は、当社と TK 社の間で締結した本新株予約権に係る引受契約（以下「本引受契約」）において、当社と TK 社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される普通株式数が、本新株予約権の払込期日時点での金融商品取引所が公表している直近の当社の普通株式に係る上場株式数の 10%を超える場合には、原則として、TK 社は当該 10%を超える部分に係る行使を行うことができない旨その他の同施行規則第 436 条第 4 項及び第 5 項に規定する内容（TK 社が本新株予約権を転売する場合及びその後の本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、制限超過行使を制限する内容を約する旨を含みます。）を制限する旨を規定しております（以下、「制限超過行使」といいます。）。

具体的には、①譲渡人が制限超過行使を行わないこと、②譲渡人が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③譲渡人が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、④譲渡人は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、⑤当社は譲渡人による制限超過行使を行わせないこと、⑥当社は、譲渡人からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含みます。）との間で、当社と譲渡人が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、本引受契約により合意しております。

したがって、上記③及び⑥に基づき、当社は、DN 社との間においても、制限超過行使の制限その他有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに則った内容について合意する予定です。

2. 新株予約権の譲渡内容

- (1) 譲渡先 株式会社デベロップ・ナビゲーター
- (2) 譲渡承認日 令和 4 年 1 月 14 日
- (3) 譲渡日 令和 4 年 1 月 14 日（予定）
- (4) 譲渡個数 20,400 個（目的となる普通株式数は新株予約権 1 個につき 100 株）
- (5) 譲渡金額 836,400 円（新株予約権 1 個につき 41 円）

※本件譲渡による本新株予約権の行使条件及び発行要項に変更事項はありません。

3. 譲渡先の概要

(1) 名 称	株式会社デベロップ・ナビゲーター
(2) 所 在 地	埼玉県川口市末広 3-1-14-204
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 伊東 朗子
(4) 事 業 内 容	不動産関連業
(5) 資 本 金	10,000 円
(6) 設 立 年 月 日	平成 22 年 6 月 22 日
(7) 大株主及び持株比率	下野 秀樹 100%



(8) 当事会社間の関係

資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、現在、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

4. 今後の見通し

本新株予約権の譲渡が当社の当期連結業績（令和4年3月期）に与える影響はございません。

(参考)

当社第12回新株予約権の概要

- ① 新株予約権の発行日 令和3年5月20日
- ② 発行した新株予約権の総数 344,828個（新株予約権1個につき100株）
- ③ 発行した新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式34,482,800株
- ④ 発行総額 総額14,137,948円（1個につき41円）
- ⑤ 行使価額及び行使価額の修正条件 初行使価額：1株当たり58円
当初行使価額は、令和3年4月30日開催の取締役会直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）と同額であります。
行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日に、当該効力発生日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されますが、かかる修正後の価額が29円（当初行使価額である決議日の直前取引日の終値の50%、以下、「下限行使価額」といいます。）を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
- ⑥ 権利行使期間 令和3年5月20日から令和5年5月19日

以上